

条例改正に伴う新旧対照表

平成29年

奈良市議会9月定例会

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
新旧対照表

現行			改正案		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
3 市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	略 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	3 市長	奈良市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	略 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
4 市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	略 障害者関係情報であつて規則で定めるもの	4 市長	奈良市改良住宅条例による改良住宅等の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	略 障害者関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長	奈良市コミュニティ	略	5 市長	奈良市コミュニティ	略

現行			改正案		
	住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの		住宅条例によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの
					住民票関係情報であつて規則で定めるもの
略	略	略	略	略	略

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項により準用される場合を含む。）の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 略</p> <p>第2条の2 <u>任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(1) <u>一定の期間内に終了することが見込まれる業務</u></p> <p>(2) <u>一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u></p> <p>2 <u>任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(<u>短時間勤務職員の任期を定めた採用</u>)</p> <p>第2条の3 <u>任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u></p>

現行	改正案
<p>(任期を定めた採用の公正の確保)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>前条各項</u>の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、原則として公募によることとし、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、かつ、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。</p>	<p>2 <u>任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）にあつては、これに相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(1) <u>奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第15条第1項の規定による介護休暇の承認</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認</u></p> <p>(任期を定めた採用の公正の確保)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>第2条各項</u>の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、原則として公募によることとし、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、かつ、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定は、前2条の規定により職員を選考により任期を定めて採用する場合について準用する。この場合において、同項中「選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識</u></p>

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>(任期の更新)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>2～4 略</p>	<p>見」とあるのは、「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(任期の特例)</p> <p>第3条の2 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。</p> <p>(任期の更新)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「非専門的任期付職員」という。）の任期が3年（前条に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員_____である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>2～4 略</p>

現行	改正案
<p>第6条 略</p> <p>(企業職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 略</p>	<p>第6条 略</p> <p><u>(非専門的任期付職員の給与の特例)</u></p> <p>第6条の2 <u>非専門的任期付職員（企業職員である非専門的任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額については、給与条例第7条第9項の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>非専門的任期付職員のうち第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、給与条例第7条の2の規定を準用する。</u></p> <p>第6条の3 <u>給与条例第6条の2、第7条（第9項を除く。）、第22条及び第22条の2の規定は、非専門的任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>給与条例第11条から第15条まで、第16条の3及び第16条の5の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>3 <u>任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p> <p>4 <u>給与条例第17条第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(企業職員である特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)</u></p> <p>第7条の2 <u>企業職員給与条例第4条及び第10条の2の規定は、企業職員である非専門的任期付職員には適用しない。</u></p>

現行	改正案
<p>(教員である任期付職員の給与の特例)</p> <p>第8条 第2条各項 _____ の規定により任期を定めて採用された市費支弁の教員（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）の給与（教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。）については、この条例の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月奈良県条例第24号）により奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。</p>	<p>2 <u>企業職員給与条例第3条の2、第5条、第5条の3、第6条の2及び第13条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>(教員である任期付職員の給与の特例)</p> <p>第8条 第2条から第2条の3までの規定により任期を定めて採用された市費支弁の教員（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）の給与（教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含む。）については、この条例の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月奈良県条例第24号）により奈良県が給与を負担する教員の給与の例による。</p>

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法 <u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5 任命権者は、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間</p>

現行	改正案
<p>45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員_____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員_____にあつては8日以上を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員_____にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員_____にあつては8日以上を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員_____にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次休暇）</p>
<p>第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員_____にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p>	<p>第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員_____にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p>

現行	改正案
<p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員_____を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。</p>

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（附則第3項による改正）

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)</p>
<p>第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、<u>過員を生じる場合</u>とする。</p>	<p>第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、<u>次に掲げる事情</u>とする。</p> <p>(1) <u>過員を生じること。</u></p> <p>(2) <u>当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</u></p>
<p>(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(育児短時間勤務をしている職員についての奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)</u></p> <p>第16条の2 <u>育児短時間勤務をしている職員についての奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第2条第2項の規定により定めら</u></p>

現行	改正案
<p>(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第17条 略</p>	<p><u>れたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)</u></p> <p>第17条の2 <u>第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。</u></p> <p><u>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)</u></p> <p>第17条の3 <u>短時間勤務職員の給料月額については、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第7条の2の規定を準用する。</u></p> <p>第17条の4 <u>奈良市一般職の職員の給与に関する条例第6条の2、第7条、第11条から第15条まで、第16条の3、第16条の5、第22条及び第22条の2の規定は、短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、同条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」と、同条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」とする。</u></p> <p>3 <u>奈良市一般職の職員の給与に関する条例第17条第3項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「短時間勤務職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p>
<p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法</p>	<p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法</p>

現行	改正案
<p>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表 (附則第4項による改正)

現行	改正案
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の適用を受ける職員で常時勤務に服することを要するもの(臨時職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者_____を除外)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の適用を受ける職員で常時勤務に服することを要するもの(臨時職員、<u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された者</u>を除外)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p>

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる者_____に対して課する均等割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族 1,200円</p> <p>(2) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第28条第1項の規定による申告書</u>（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された<u>第29条第1項の確定申告書を含む。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 略</p>	<p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる者の<u>いずれかに該当する納税義務者</u>に対して課する均等割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族 1,200円</p> <p>(2) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>（_____市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。</u>以下この項において同じ_____。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第28条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第29条第1項に規定する確定申告書</u>（同項の規定により前号に掲げる<u>申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。</u>）</p> <p>5 略</p>

現行	改正案
<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p>	<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（_____市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ_____。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第28条第1項の規定による申告書</p> <p>（2） 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p>
<p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項の申告書_____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書_____に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p>	<p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款_____の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p>

現行	改正案
<p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする_____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、____、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これ</p>	<p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これ</p>

現行	改正案
<p>に類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については_____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>に類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条の3第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第75条の2第7項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、<u>同法第75条の2第7項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>	<p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により <u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第47条の3第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、<u>同法第75条の2第9項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>
<p>7 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条の3第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条の3第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定</p>	<p>7 法人税法第81条の22第1項の規定により <u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条の3第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条の3第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定</u></p>

現行	改正案
<p>する連結申告法人をいう。第47条の3第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の3第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の3第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>	<p>する連結申告法人をいう。第47条の3第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の3第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の3第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>
<p>第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合において、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」とい</p>	<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」とい</p>

現行	改正案
<p>う。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該<u>修正申告書が提出された</u>ときに限る。)は、当該<u>修正申告書の提出</u>により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については_____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る_____市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該<u>修正申告書に係る更正</u>の通知をした日まで</p>	<p>う。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該<u>増額更正があつた</u> _____ときに限る。)は、当該<u>増額更正</u> _____により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該<u>増額更正</u> _____の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間</p>
<p>_____の期間</p>	<p>_____の期間</p>
<p>(固定資産税の課税標準)</p>	<p>(固定資産税の課税標準)</p>
<p>第67条 略</p>	<p>第67条 略</p>
<p>2～7 略</p>	<p>2～7 略</p>
<p>8 法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u> _____の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前7項</u>の規定にかかわらず、法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u> _____に定める額とする。</p>	<p>8 法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5</u> までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前各項</u>の規定にかかわらず、法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5</u> までに定める額とする。</p>
<p>9・10 略</p>	<p>9・10 略</p>

現行	改正案
<p>(施行規則第15条の3第2項)の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第70条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の^{あん}分の申出)</p> <p>第70条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の^{あん}分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第67条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋_____に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の^{あん}按分の申出)</p> <p>第70条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

現行	改正案
<p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分の</u>申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下この項及び第82条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第82条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第82条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第82条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349</p>	<p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分の</u>申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下この項及び第82条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第82条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第82条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第82条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第82条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第82条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349</p>

現行	改正案
<p>条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p>	<p>条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p>
<p>4 略 (被災住宅用地の申告)</p>	<p>4 略 (被災住宅用地の申告)</p>
<p>第82条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____</p>	<p>第82条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>_____)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略</p>	<p>_____)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略</p>
<p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分_____</p>	<p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められ</p>

現行	改正案
<p>_____) の固定資産税</p> <p>については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、</p>	<p>た場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。) の固定資産税</p> <p>については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5</p>

現行	改正案
<p>「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</p>	<p>まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>7 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>8 法附則第15条第36項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>9 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	
<p>11 略</p>	<p>10 略</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 略</p>	<p>第10条の3 略</p>
<p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p>
<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に</p>	<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に</p>

現行	改正案
<p>掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>	<p>掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>
<p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
	<p>10 <u>法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p>

現行	改正案
<p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければなら</p>	<p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 <u>法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければなら</p>

現行	改正案
<p>い。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第22条 略 2 略 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>_____において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>い。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第22条 略 2 略 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条（第5項を除く。）</u>において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>略</p> <p>4 略</p>	<p>略</p> <p>4 略 5 <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分</p>

現行	改正案
<p>第23条 削除</p>	<p><u>の軽自動車税に限り、当該軽自動車</u>が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、<u>当該軽自動車</u>が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</u></p> <p>第23条 市長は、<u>軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</u>が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第94条及び</u></p>

現行	改正案
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する<u>申告書</u>を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>第95条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第23条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第1項</u>及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書が<u>いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認める</u>とき。</p>

現行	改正案
<p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ<u>当該各号</u>に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる<u>場合</u>においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる<u>ときは</u>、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p>

現行	改正案
<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>	<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（_____市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ_____。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
<p>5 略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>5 略 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>
<p>第28条の3の3 略 2・3 略</p>	<p>第28条の3の3 略 2・3 略</p>
<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>	<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（_____市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ_____。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その</p>

現行	改正案
<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書 _____ にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（法附則第15条第36項の条例で定める割合）</p> <p>第28条の9 法附則第15条第36項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で</p>	<p>他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第28条第1項の規定による申告書</p> <p>（2） 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書 _____ にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</p> <p>第28条の9 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で</p>

現行	改正案
<p><u>定める割合は3分の2とする。</u> (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条 略 第34条 略 第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項</u>若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>	<p><u>定める割合は3分の1とする。</u> (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条 略 第34条 略 第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>

奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第25号） 新旧対照表（附則第6条による改正）

現行	改正案												
<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第90条及び新条例附則第22条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="170 646 1077 839"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>新条例附則第22条第1項の表第90条第2号の項</td> <td>第90条第2号</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	新条例附則第22条第1項の表第90条第2号の項	第90条第2号	略	<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第90条及び新条例附則第22条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 646 2085 839"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>新条例附則第22条第1項の表第2号の項</td> <td>第2号</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	新条例附則第22条第1項の表第2号の項	第2号	略
略	略	略											
新条例附則第22条第1項の表第90条第2号の項	第90条第2号	略											
略	略	略											
新条例附則第22条第1項の表第2号の項	第2号	略											

奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第9号） 新旧対照表（附則第7条による改正）

現行	改正案
<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第22条第2項から第4項までを削る。</p>	<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第22条第2項から第4項までを削る。</p> <p><u>附則第23条を次のように改める。</u></p> <p><u>第23条 削除</u></p>

奈良市自動車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用の制限)</p> <p>第3条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の<u>使用</u>を制限することができる。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第5条 駐車場を<u>使用する</u>者（以下「<u>使用者</u>」という。）が駐車場の施設その他の工作物を滅失し、又は破損したときは、<u>使用者</u>において原形に復さなければならない。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第3条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の<u>利用</u>を制限することができる。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第5条 駐車場を<u>利用する</u>者（以下「<u>利用者</u>」という。）が駐車場の施設その他の工作物を滅失し、又は破損したときは、<u>利用者</u>において原形に復さなければならない。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>(駐車場の利用料金)</p> <p>第7条 駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 <u>毎月の利用料金は、1区画につき2,500円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>4 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表第1 適用区域（第3条関係）		別表第1 適用区域（第3条関係）	
地区整備計画区域		地区整備計画区域	
略	略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	略	左京五丁目地区整備計画区域	略
		大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係）		別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係）	
ア	イ	ア	イ
地区整備計画区域・計画地区	制限の内容	地区整備計画区域・計画地区	制限の内容
略	略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	略	左京五丁目地区整備計画区域	略
		大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち都市

現行	改正案	
<p>別表第2の付表1 建築物の屋根</p>		<p><u>計画道路大宮通り線又は都市計画道路三条菅原線に面する面について、各見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</u></p> <p>3 <u>建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</u></p> <p>4 <u>地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</u></p> <p>5 <u>屋外階段及びバルコニーを設ける場合は、形態、材料及び色彩によって建築物本体と調和を図り、眺望及び景観に配慮すること。</u></p> <p>6 <u>建築物の外壁（都市計画道路大宮通り線又は都市計画道路三条菅原線に面する側に限る。）にクーラー室外機を設ける場合は、目隠し等で取り囲む等建築物本体と調和を図り、眺望及び景観に配慮すること。</u></p> <p>7 <u>建築物の外壁に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、建築物の外壁各立面について、当該立面の面積の5分の1以下となるようにすること。</u></p> <p>別表第2の付表1 建築物の屋根</p>

現行					改正案									
地区整備計画区域・計画地区		色相区分	明度区分	彩度の上限	地区整備計画区域・計画地区		色相区分	明度区分	彩度の上限					
略		略	略	略	略		略	略	略					
左京五丁目地区整備計画区域		略	略	略	左京五丁目地区整備計画区域		略	略	略					
					大宮通り交流拠点		0.0 R 以上 10.0 R 未	4 未満	2					
					地区整備計画区域		満							
							0.0 Y R 以上 5.0 Y R 未満	4 未満	4					
							5.0 Y R 以上 10.0 Y R 未満	4 未満	6					
							0.0 Y 以上 5.0 Y 未満	4 未満	6					
							5.0 Y 以上 10.0 Y 以下	4 未満	4					
							その他の色相	4 未満	2					
							無彩色	4 未満	二					
					建築物の外壁又はこれに代わる柱					建築物の外壁又はこれに代わる柱				
					地区整備計画区域・計画地区	建築物の規模	色相区分	明度区分	彩度の上限	地区整備計画区域・計画地区	建築物の規模	色相区分	明度区分	彩度の上限
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略					
左京五丁目地区整備計画区域	略	略	略	略	左京五丁目地区整備計画区域	略	略	略	略					
					大宮通り交	全ての	0.0 R 以上 5.0 R 未満	8 未満	2					

現行	改正案			
	流拠点地区	建築物	8以上	1
	地区整備計		7未満	4
	画区域	5.0R以上10.0R未	7以上8未満	3
			満	1
			8以上	1
			5未満	6
			5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
			7未満	6
			7以上8未満	4
			8以上9未満	3
			9以上	2
			5未満	6
			5以上8未満	4
			8以上9未満	2
			9以上	1
		8未満	2	
		8以上9未満	1	
		9以下	-	
		無彩色	-	

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行		改正案																					
別表第1 適用区域（第2条関係）		別表第1 適用区域（第2条関係）																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">地区整備計画区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </table>		地区整備計画区域		略	略	左京五丁目地区整備計画区域	略	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">地区整備計画区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点地区</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）</td> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域</td> <td>地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </table>		地区整備計画区域		略	略	左京五丁目地区整備計画区域	略	大宮通り交流拠点地区	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）	地区整備計画区域	地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域				
地区整備計画区域																							
略	略																						
左京五丁目地区整備計画区域	略																						
地区整備計画区域																							
略	略																						
左京五丁目地区整備計画区域	略																						
大宮通り交流拠点地区	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）																						
地区整備計画区域	地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域																						
別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）		別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）																					
<table border="1"> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>建築物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </table>		ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	略	略	左京五丁目地区整備計画区域	略	<table border="1"> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>建築物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大宮通り交流拠点地区整備計画区域</td> <td>A地区</td> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域</td> <td>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</td> </tr> </table>		ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	略	略	左京五丁目地区整備計画区域	略	大宮通り交流拠点地区整備計画区域	A地区	地区整備計画区域	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
ア	イ																						
地区整備計画区域・計画地区	建築物																						
略	略																						
左京五丁目地区整備計画区域	略																						
ア	イ																						
地区整備計画区域・計画地区	建築物																						
略	略																						
左京五丁目地区整備計画区域	略																						
大宮通り交流拠点地区整備計画区域	A地区																						
地区整備計画区域	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの																						

現行	改正案		
			<p>(3) <u>奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第2条第2号に規定するラブホテル</u></p> <p>(4) <u>工場（建築物の主要用途に附属するものを除く。）</u></p>
		B地区	<p>(1) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</u></p> <p>(2) <u>工場（建築物の主要用途に附属するものを除く。）</u></p>

奈良市公民館条例 新旧対照表

現行					改正案				
(設置)					(設置)				
第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。					第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。				
名称		位置			名称		位置		
略		略			略		略		
奈良市立登美ヶ丘公民館		奈良市中登美ヶ丘三丁目4, 162番地の81			奈良市立登美ヶ丘公民館		奈良市中登美ヶ丘三丁目4, 162番地の81・ <u>1, 994番地の10</u>		
略		略			略		略		
2 略					2 略				
別表 (第8条の2 関係)					別表 (第8条の2 関係)				
1 施設及びその使用料					1 施設及びその使用料				
区分		午前	午後	夜間	区分		午前	午後	夜間
		9 : 00~12 : 00	13 : 00~17 : 00	18 : 00~21 : 00			9 : 00~12 : 00	13 : 00~17 : 00	18 : 00~21 : 00
		円	円	円			円	円	円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
登美ヶ丘公民館	略	略	略	略	登美ヶ丘公民館	略	略	略	略
	大ホール2	900	1,200	900		大ホール2	900	1,200	900
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
平城西公民館	略	略	略	略	平城西公民館	略	略	略	略
	図書室	240	320	240		図書室	240	320	240
	多目的広場	1時間につき 200							

現行					改正案				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考					備考				
1 略					1 略				
2 略					2 <u>指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、使用時間の区分を分割して使用することができる。この場合における使用料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の額の1時間相当額とする。</u>				
2～5 略					3～6 略				
2 略					2 略				